

新規恒久5施設の経営改善に向けた専門委員会設置要綱

決定 令和4年12月15日 4生施一第557号

改正 令和5年1月12日 4生施一第600号

(目的)

第1 東京2020大会の開催に伴い整備し、指定管理者制度により管理運営している海の森水上競技場、夢の島公園アーチェリー場、カヌー・スラロームセンター、大井ふ頭中央海浜公園ホッケー競技場及び東京アクアティクスセンターの5施設(以下「新規恒久5施設」という。)について、利用を促進し収支改善を早期に図るべく、新規恒久5施設の経営改善に向けた専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 専門委員会は、第1に定める目的のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 新規恒久5施設の収支改善に向けた都のアイデアについて、助言を行う。
- (2) 収支改善に向けて、令和5年度中に指定管理者が行うべき取組について、助言を行う。
- (3) その他新規恒久5施設の収支改善のため、局長が必要と認める業務を行う。

(専門委員会の構成)

第3 専門委員会は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) スポーツの振興並びにスポーツ施設の管理運営及び経営及び多様な活用に関し高い見識を有する者のうちから局長が委嘱する者
- (2) 東京都生活文化スポーツ局開設準備担当部長の職にある者

(委員長)

第4 専門委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し、専門委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5 委員の任期は委員の委嘱をした日から第6に定める専門委員会を解散する日

までとする。

(専門委員会の解散)

第 6 専門委員会は、令和 5 年 3 月 31 日を以て解散する。なお、解散後も委員会はアドバイザーボードとして存続する。

(会議)

第 7 専門委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(公開等)

第 8 専門委員会は、非公開とし、議事要旨を公表する。ただし、第三者の権利、利益等を害するおそれのあるものや検討委員会での議論の妨げになるもの等を除く。

(守秘義務)

第 9 委員及び参考人は、専門委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 10 専門委員会の庶務は、東京都生活文化スポーツ局スポーツ施設部施設整備第一課において処理する。

(謝金の支払)

第 11 専門委員会に出席した委員に謝金を支払うことができるものとする。

(雑則)

第 12 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、局長が別に定める。

この要綱は、令和 5 年 1 月 12 日から施行する。